山鹿市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月１９日

山鹿市長　早　田　順　一

山鹿市規則第３０号

山鹿市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市子ども医療費助成に関する条例施行規則（平成１７年山鹿市規則第９３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項ただし書中「ただし、」の次に「市長が当該書類の内容について」を加え、「によって」を「で」に、「省略することができる」を「提出することを要しない」に改める。

第５条に次のただし書を加える。

ただし、市長が届出事項について公簿等で確認することができる場合は、当該書類を提出することを要しない。

様式第３号中「(2)　印鑑　(3)　受給者証　(4)　社会保険各法に規定する被保険者等であることを証する書類」を「(2)　受給者証　(3)　社会保険各法に規定する被保険者等であることを証する書類」に、「社会保険診療報酬支払基金熊本支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

様式第７号中

「

受給者番号			
子どもの氏名		生年月日	年　月　日

」

を

「

受給者番号	子どもの氏名	子どもの生年月日
第　　号		年　月　日
第　　号		年　月　日
第　　号		年　月　日
第　　号		年　月　日

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式第３号により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。